

第九十回国参議院文教科科学委員会會議録第四号

平成二十八年四月十四日(不曜日) 午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

齋藤 嘉隆君

水岡 俊一君

三月二十四日

大野 元裕君

白 眞敷君

三月二十五日

山下 芳生君

大野 元裕君

白 眞敷君

三月二十九日

大門実紀史君

田村 智子君

三月三十日

堀内 恒夫君

齋藤 嘉隆君

三月三十一日

熊谷 大君

西村まさみ君

四月一日

若松 謙維君

山下 芳生君

四月五日

横山 信一君

田村 智子君

辞任

新妻 秀規君

小池 晃君

四月六日

山口那津男君

四月十三日

若松 謙維君

四月十四日

田村 智子君

補欠選任

辰巳孝太郎君

石井 浩郎君

赤池 誠章君

上野 通子君

大島九州男君

那谷屋正義君

衛藤 晟一君

堂故 茂君

野上浩太郎君

橋本 聖子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

吉田 博美君

齋藤 嘉隆君

柴田 巧君

水岡 俊一君

蓮 舫君

新妻 秀規君

平木 大作君

田村 智子君

補欠選任

山口那津男君

田村 智子君

新妻 秀規君

平木 大作君

田村 智子君

國務大臣

文部科学大臣

副大臣

内閣府副大臣

文部科学副大臣

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局七ヶ丘リテイ推進統括官

文部科学大臣官房文教施設企画部長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省高等教育局長

スポーツ庁次長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

観光学庁観光地域振興部長

辰巳孝太郎君

松沢 成文君

馳 浩君

富岡 勉君

義家 弘介君

戸田 浩史君

芦立 訓君

石田 高久君

山下 治君

小松親次郎君

常盤 豊君

高橋 道和君

樽見 英樹君

大西 康之君

加藤 庸之君

菅 義偉君

萩生田 光一君

河野 洋平君

林 芳浩君

野田 聖子君

高市 早苗君

佐々木 美智子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

吉田 博美君

齋藤 嘉隆君

柴田 巧君

水岡 俊一君

蓮 舫君

新妻 秀規君

平木 大作君

田村 智子君

補欠選任

山口那津男君

田村 智子君

新妻 秀規君

平木 大作君

田村 智子君

補欠選任

山口那津男君

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(特別支援学級の学級編制基準に関する件)

(給付型奨学金の検討状況に関する件)

(教職員の多忙化解消に向けた対策に関する件)

(福島県への教育旅行の推進に関する件)

(新国立競技場の聖火台設置に係る責任の所在に関する件)

○国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石井浩郎君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山下芳生君及び若松謙維君が委員を辞任され、その補欠として田村智子君及び平木大作君が選任されました。

○委員長(石井浩郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官菅立訓君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石井浩郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石井浩郎君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

第六部 文教科科学委員会會議録第四号

平成二十八年四月十四日 【参議院】

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

本日は、質問の順番に御配慮をいただきまして、本当にありがとうございます。

今年の四月から障害者の差別解消法が施行され、障害のある子供たちへの教育環境整備等、合理的配慮が国にも求められることになりました。このことにも照らして、特別支援教育について質問いたします。

岡山県倉敷市で、配付資料の一枚目です、我が党市議団が学校ごとに特別支援学級の在籍児童について資料をまとめました。これは倉敷市が提出した資料に基づいてのものですけれども、このうち、学校名をA、B、C、Dに直したものを今日はお配りしています。

この小学校のEというところを見ていただきたく、いんですけれども、特に一番下の情緒という区分で、クラスがこぼとの5というところなんですけれども、ここは一年生から六年生まで全ての子供が一つの学級に在籍するわけですね、在籍しているわけですね。同じように、ほとんどの学校で、ほぼ四学年にわたるクラスというのが当たり前になっていることがよく分かります。こういうクラスであっても、配置されている教員は一人です。資格を持っていない補助員の方という方はいますけれども、有資格者の教員は一人しかそれぞれのクラスに配置をしていないわけですね。これは、個人個人への対応がよりきめ細かく求められる特別支援教育としていかがだろうか。

まず、大臣に、この表を見ての御感想をお聞かせください。

○国務大臣(馳浩君) おはようございます。小中学校における特別支援学級については、一学級を八人で編制することを標準としております。二以上の学年の児童生徒数の合計が八人以下である場合、複数の学年の児童生徒を同一学級に編制することとしております。

全国の実態の詳細を網羅的に把握しているわけではありませんが、三学年以上の複数の学年にわたる学級編制が行われている例があることは承知しておりますし、今ほど委員御指摘の、複数のというよりも四、五の学年にわたるクラスを抱えている教師の負担は当然重いだらうなというところは想像できます。

倉敷の障害児親の会の皆さんが保護者アンケートを行っているんですね。そうすると、小学校では、学年も多く、何をしたら子供自身がかかっているような状況だと、あるいは、手の掛かる子がいると担任はその子を見るのに手いっぱいではかの子はほっておかれてしまう、その場しのぎにならないか不安に感じるなどの声があります。中学校のアンケートを見ますと、知的クラスでは、それぞれの子供の状態が違う上、三学年同じクラスなので教科書ももちろん使用できず、参観に行ってみるとビデオを見て授業が終わったというところもあると、こういう声も紹介がされていきました。

これは、学級定数の標準法では、複式学級を置く場合、その基準を二学年を一まとまりにというふうにしてあるんですけれども、特別支援学級についてはこういう何学年のまとまりというものはありません。先ほど御答弁にあったとおり、特別支援学級は編制上、上限は八人だという基準しかないわけですね。こうなると、一年生から六年生、同じクラスということは、これは起こり得るというふうにも思っています。

それで、二つ要望したいと思えます。一つは、特別支援学級の学級編制について、これは是非実態調査を行ってほしいということです。この資料のように、障害種別ごとに、どういふふうに分かれていられるのかとか、あるいは一クラスの中に各学年で何人が在籍しているのかと、こういう、全部は難しいかも知れないけど、何らかの実態がつかめるような調査を是非早急に行っていただきたいと思えます。

二つ目です。その上で、特別支援学級の編制について、これやっぱ障害種別が必要だとか、あるいは複式学級の場合にはこういう学年のまとまりが必要だとか、こういう基準を是非検討してほしいんです。その際、現状の上限八人というものが果たしてきめ細やかな指導にふさわしいものなのかどうか、このことについても是非検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

二つの御指摘がありましたので、分けてお答えいたします。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等に係る調査により毎年度全国の実態について把握を行っておりますが、特別支援学級の複式学級数についての詳細な実態についての調査は行っておりません。障害のある児童生徒の実態に応じて、例えば交流及び共同学習など様々な方法により教育が行われているほか、加配教員の配置、特別支援教育支援員の配置、介助員の配置など様々な形態があることから、一律の調査を行うことは考えておりません。

文科省としては、教育委員会からのヒアリングなどを通じて対応しているところであります。こうした方策によつて、今後とも実態の把握に努めてまいりたいと思えます。二点目、編制基準についてであります。小中学校における特別支援学級については、障害のある児童生徒に対して必要な教育を提供できるように、これまでも数次にわたる改善を図っております。現在は、一学級を八人で編制することを標準としております。

近年、特別支援教育の対象児童生徒数が増加している状況を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるため、通級による指導のための加配の充実等の対応を行ってきたところであります。引き続き必要な特別支援教育の充実に向けてまいりたいと思えます。

○田村智子君 これは是非、例えば複式学級をやっているところの調査など、全体じゃなくても何らかの実態把握を急いでほしいと思えますし、複式でやっても八人なのかということを含めてなんですよ。多学年にわたっても八人なのか、そういう標準でいいのかと、こういう柔軟な

ちよつと検討を重ねてお願いをしておきたいというふうに思っています。

次に、特別支援学校の大規模化、過密化、これは何度も我が党、衆参にわたって質問をしているんですけれども、茨城県の勝田特別支援学校、これは大規模化、過密化が問題となっていて、今も特別教室、技術室、音楽室、美術室等々、図書室とかですね、八つの特別支援教室が普通教室に転用をされています。あるいは、教材室は更衣室と兼用とか医療的ケアルームが印刷室と兼用とか、労働安全衛生法に定める教員の休養室もないなどの現状があります。

来年度、これを解消するというところもあつて常陸太田特別支援学校が開校することとなつて、これで教室不足が解消されるかなという期待があつたんですけれども、これに伴つて現在設置されているプレハブ校舎が解体されるという方針なんです。これでは結局、教室不足は解決しない。それどころか、示された案では新たに特別教室である木工室もなくなつてしまつと、こういうことで、同校の教員が県の人事委員会に措置要求も行っていきます。

もちろん、私もプレハブ校舎でいいというふうには思わないんですけれども、しかし、県教委の対応の中でちよつと問題だというふうに感じるのには、特別教室は法令上設置の規定はないとして、事実上、県教委は特別教室は必要ないんだという立場を取っているということなんです。特別支援学校以外の学校も、法令上、特別教室の設置の義務付けの規定はありません。それでも、図書室とか音楽室、美術室、こういうのはあつて当たり前なんです。じゃ、特別支援学校はこれがなくて当たり前でいいのかということなんです。

そこで、文科省は特別支援学校に特別教室は必要ないという立場をお取りになるのかどうか、これらをお聞きします。

○国務大臣(馳浩君) 特別支援学校は、対象とする障害種に応じた多様な施設設備の整備が必要とされることから、設置者の責任において児童

生徒の状況や地域の実情等を考慮した上で適切に判断すべきものであるため、設置に当たつての基準は設けていないとあります。

教室不足については、文科省において毎年度調査を実施し、各自自治体における教室不足の解消のための計画的な取組を促す通知を發出しております。また、平成二十六年からは、新たに廃校施設や余裕教室等の既存施設を活用した特別支援学校の建物の整備に係る補助制度を創設したところであり、

特別支援教育に係る環境の改善は極めて重要であり、文科省としても引き続き教室不足の解消に取り組んでまいりたいと思ひます。

○田村智子君 これは大臣のお言葉でちよつと聞きたいんですけどね。これも転用の調査やつているんですけど、文科省はつと。特別教室を普通教室に転用しているのがどれくらいあるか。これは、やっぱりそれがよくないという認識でやつているというふうな思ふんですね。これやつぱり特別支援学校も特別教室という役割はあるというふうな思ふのですが、大臣、見解、是非。

○国務大臣(馳浩君) 大変私が心苦しい思ひで答弁していることを御理解いただいているとは思ひますが、やはり障害の種類に応じてより適切な施設の設定が望ましいと思つておりますが、御理解いただけると思ひますが、毎年のように子供たちの状況というのが変わつていくものでありますから、すぐに臨機応変に対応することがなかなか難しい中で各設置者である教育委員会において判断をいただいているところであり、

通つておるお子さんや、また御両親、保護者の皆さんがやはりより良いと思つていただけるような環境を提供する、そういった必要はもちろんあると考へております。

○田村智子君 設置基準はないのはほかの学校も一緒なんです。ほかの学校にあつて当たり前の特別教室が特別支援学校にないとすれば、これは私、差別解消法の立場とも違うんじゃないかという事は指摘せざるを得ないですね。

今日、もう一点確認をしたいのは、設置基準はないと、施設の設置基準はない。しかし、公立学校の校舎は、建設する際の国庫補助の上限である必要面積というのは定められています。この必要面積の積算根拠、これを教えてください。

○政府参考人(山下治君) お答え申し上げます。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づきまして、国は公立学校施設の整備に要する経費の一部を負担若しくは補助することとされており、その経費を算定する際の補助の上限として必要面積が定められております。

特別支援学校の必要面積については、同法施行令第七条第二項に基づきまして、障害区分ごとに学級数に応じて面積を算出することとなっております。

○田村智子君 学級数に応じて面積を算定をして、これぐらいの面積が必要、まあ上限ということですけど、一応必要面積として国庫補助の制度があるわけですね。

資料の二枚目を見ていただきたいんです。その必要面積がどれだけあつて、それでは特別支援学校の実際の校舎、学級数で見るときにその保有面積がどれだけかというものを、文科省の資料を基にこれは労働組合が作った資料ですね。これ、小中学校のところが茨城を見ていただきたくないので、茨城、小中学部は、必要面積、国庫補助の上限である必要面積は十四万七千七百三十平米と。ところが、実際に校舎の保有面積を見ると、全県全体ですと、七万七千平米余りしかないわけなんです。

そうすると、例えばこの勝田特別支援学校も、これやつぱりその学級数見てもつと校舎増築するんだというふうになると、この必要面積までの国庫補助は受けられるということになるはずなんです。財政的に国は措置ができるということなんです。

これは非常に、実は三枚目の資料を見ていただきたいんですけども、学校種別ごとに見ると、小学校や中学校というのはもう今、二〇一四年を

見ると一〇〇％超えているんですよ、必要面積に対して保有面積は。学級数が少子化の下で減つていくという傾向があるかもしれません。高校も、二〇〇二年、七八％だったのが、これは今日八六％を超えているんですね。ところが、特別支援学校だけはいつまでたつても六割台なんですよ。

これは、本当にこれでいいのかと。これもまた、差別解消法との関係からいっても、言わば狭いところに押し込められている、国庫補助との関係で見ても、というのが現状だと思ふんですが、大臣、この実態をいかにお考えになるか、お答えいただいで、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(馳浩君) このままでいいとは思ひません。以上です。

○田村智子君 じゃ、済みません、一言だけ。是非、このままでいいのか、じゃ、どうしていいのかということ、やはり私は、特別支援学校についても、施設の基準というのを児童生徒数に基づいてこれは持つべきだと。繰り返してこれは求められていることですので、その検討を強くお願いをいたしまして、質問を終わります。

○水岡俊一君 おはようございます。民進党・新緑風会の水岡でございます。今日は五十四分の時間をいただきました。質問をさせていただきます。

まず最初に、大臣、質問に入る前に、三月二十五日の参議院予算委員会、私は奨学金制度について、安倍総理また馳文科大臣に御質問いたしました。そのときに、全国から三百万人を超える方々の署名が集まつていて、この多くの国民の声を是非聞いてほしいと、直接ね、そういうお話は是非聞かなくてはいけません。馳大臣は、聞きませうと、こういうふうにお答えをいただいた、そういう大臣の姿勢に本当に感謝を申し上げたいし、多くの国民の皆さんが胸をなで下ろしたのではないかなと、こんなふうな思つたところであり、

そこで、その後、関係団体あるいは当事者のお声を、大臣、直接にお聞きをいただいたと思ふんですけども、大臣の率直な感想等、是非お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(馳浩君) この奨学金の質問をただくときには是非財務省の政務も呼んでいただければ、私も大いに論争したいところであり、水岡委員と考へているところはほぼ私と同じだと私自身は思つております。

あのときも申し上げたと思ひますが、やはり税金という公的資金の使われ方として、同年代で働いておられる方、そして納税をされている方の税の分配の在り方、この公平性についての考へ方が一つ、対象者をどのようにやつぱり考へるかというの、それから財源をそれによつてどのように捻出をするのかというの、そして給付の在り方についてということで、全体を俯瞰しながらの制度設計について考へる必要があると思ひます。

実は文科省においても、何としても、一億総活躍という文脈からも、この給付型奨学金、あるいは現在でも返還免除というふうな措置はありますから、これは給付的な奨学金ということ、言えると思ひますけれども、このやつぱり拡充に向けて、また創設に向けて、より制度設計をやつぱりきちんと理論武装して詰めていく必要があると思つて、今、義家副大臣の下で議論も始めたところであり、もとより、給付型については、従前より、民主党のときもそうですが、もちろん自由民主党からも公明党からも共産党からも社民党からも、それぞれの政党からも必要性についていただいているところであり、

改めて、やつぱりこの四つの要件については十分に詰めて議論をしていきたい。と同時に、現行の有利子から無利子へと拡充をしていくというのが一つ、それから、所得連動返還型、これを導入するに当たつての検討項目まだ残つておりますから、これを詰めること。さらに、授業料の減免制度もあるわけであり、その拡充も含め

て、あらゆる対策で経済的要因によつて進学を諦めたりすることのないような、そういう体制を取つていきたいと、こういうふうな考えております。

○水岡俊一君 大臣、ありがとうございます。

今大臣、様々な観点で、高等教育をどのように支援をしていくか、そういう次代を、次の時代を担つていく若者にどのような支援の方法があるのか検討をいただいているという、そういうお答えだつたというふうな思つております。

そういう中で、私は、やはりそのような問題は、アドバランではなくて、何ができるのか、それをいつまでにやるのかという具体的なプランをやはりできるだけ早く示していただく必要があると思つておられます。

お答えの最初の方に、税の配分であるとか同年代の人たちにどういう手当をするのかという公平性の問題があるとおつしやつたけれども、実は、これは国際人権規約でも高等教育を無償化に向けていくんだという約束をしている。それは、それぞれ個人に対する施しではなくて、社会としてそれが必要なんだという、その考え方がそこにあるということをお聞きしたいと思つておられます。ある意味では大臣が在任中にどこまでやりたいのかというのをもう少し踏み込んで大臣の気持ちをお聞かせをいただきたいと思つておられますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(馳浩君) 私、先ほどちよつと申し上げたように、一億総活躍プランという文脈で考えるべきではないかと発言したのは、今ほど水岡委員が御指摘していた趣旨で発言したつもりであります。

したがつて、いわゆる誰もが排除されない、同時に、高等教育に当たつては、確かに義務教育ではありませんが、意欲と能力のある者がやはり進学を可能となるような体制を整える、そのための経済的な支援といったものは、個人もそうです、その卒業した後には社会全体に還元されるという

うふうな趣旨、これはもう、文科省の政策研究所だつたかな、やつぱり高等教育を経た人とそうでない方の社会的便益について二・四倍の差があるということも、これは調査の結果、報告もされているところでありましたから、社会全体の文脈の中で、奨学金の拡充の必要性といったものは私も承知をしておりますし、そのような思いで発言をしているところでありました。

あとは、まさしく制度設計をして財源論といったことは、私も政府の一員としてやつぱり詰めていかなければいけないのではないかとこのことで、そのためのプロジェクトチームを立ち上げて積極的にやつているところでありました。

改めて申し上げますが、やつぱり一億総活躍という一つの文脈の下でこの問題は考えられていくべきだと思つておられます。同時に、奨学金制度全体でいえば、まさしく一人でも多くの方が、有利子であれ無利子であれ、無利子の方が望ましいのですが、奨学金を得て進学をすることができるよう環境づくりといったことは必要だと考えておられます。

○水岡俊一君 なかなか言いにくいことだと思つておられます。しかしながら、検討を始めたのかどうか分らないというふうな思つておられます。それは、疑つておられるのか、例えば大学生であつても、時間が刻々と過ぎる中で卒業していくわけですから、そういう意味では、今の日本にとつて、奨学金制度をしつかりと構築していくんだ、改善をしていくんだとすればどういふ方法があるのか、今次国会中に中間報告でもいいです。それからそういう検討の様子をちゃんと聞かせていただく、そういうことは大臣としてお考えな

○国務大臣(馳浩君) 重ねて申し上げますが、私

は、五月に発表する一億総活躍プランには、この奨学金の問題については一つのやつぱり方針を示すべきだと思つて私は具体的なチームをつくつて検討させておられます。したがつて、その場で発表できればいいと思つておられますが、しかし、政府全体のことでありまして、当然やつぱり財務省とも調整をしなければいけません。そして、制度とする以上は安定的な財源を確保するという責任が生じますので、そのことについても詰めて、また関係者の意見も伺いながら、専門的な見地での制度設計が必要だと思つておられます。

したがつて、私は、最終的には、五月までには一定の政治的な判断も必要なのではないかと。幾つかのやつぱり選択肢を持つというところは私の立場でも必要だと思つておられますが、それをただ政府として決定する以上は、文科大臣だけが先走つていいものではありませんので、やつぱり関係省庁とも調整しながら進める必要があると思つておられます。そういうふうな思いで取り組んでいるということをお報告いたします。

○水岡俊一君 是非、馳大臣には、関係大臣、関係省庁を説得をさせていただいて、是非とも馳大臣のときに奨学金制度、大きな改善の方向性が示された、こういったことで、五月の発表を期待をしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、質問に入つてまいりたいと思つておられます。今国会、当委員会でも教職員の超過勤務の問題、各党からお話があつたところでありまして、これも、改めて私からも大臣に、教職員の超過勤務、多忙化、こういったことについて大臣はどういうふうにお考えなのか、率直なところを短く聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(馳浩君) よく数値として引き合ひに出させていただきますが、OECDの国際教員指導環境調査、この結果によりまして、参加国平均が三十八・三時間、日本は最長です、五十三・九時間、これは平均ですよ。こういったことが

らも、やはり教員のある部分責任感の強さもあるかとは思いますが、そもそも業務量の多さ、また対応すべき事案、様々な事案が学校で起きますので、それに丁寧に対応している結果がこういう数値になつていて、私はこれは看過できない数字なのではないかと、そういう認識は持つておられます。

○水岡俊一君 前回の委員会だつたと思つておられますが、那谷屋委員の質問に対して大臣は、教職員が「せつかく子供たちに向き合つて元氣よく授業したり校務分掌しなければいけないのに、それができない」と。その繰り返し繰り返し更に疲労の蓄積となつて、過労が慢性化してきて、それこそ子供たちにとって良い環境ではなくなつていくわけでありまして、こういうふうにおつしやつて、教職員が心身共に疲れているという状況、それはひいては子供たちに大きな影響を与える、子供たちとの間にいい関係を築くことは難しいと、こういうふうにお考えだということを示されたい。

そこで、文科省は、教職員のメンタルヘルスという観点においてこの対策を進めてきていただいていると思つておられます。もう既に、私が聞くまでもなく、もう通知等を発出をし、そして各教育委員会を指導してきたというのが文科省の態度だということに思つておられます。

そこで、私は思つておられるのは、体制はそれなりにつくられたかもしれません。しかし、そうであつても、実効性が伴つておられるのかどうかという問題については、これまた大臣の率直な見解があるというふうな思つておられますが、私、ここでお聞きしたいと思つておられるのは、教職員のメンタルヘルス対策ということについて、文科省は今現在、どんな課題があるのか、あるいはその背景にはどういふ問題が潜んでいるのかということについてどんなふうな感じでおられるのか、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(馳浩君) 率直な意見をというふうにおつしやつていただきましたので、まず、先般、

那谷屋委員にお答えしたところであり、また局長通知も数次にわたり現場には出しておるところであります。

やはり安衛法、ちよつと簡略化して言いますが、安衛法の改正によりまして、学校現場においても教職員がストレスをどのように持っているのかということを実態についてまずちよつと確認をした上で、それがどこからどういう要因でストレスとなっているのか、それをどうすれば解消していくことができるのか、相談する人がいるのかどうか。昨今、ちよつと子供たちのためのスクールカウンセラーという重要性は認識をし、配置も進めておりますが、私は、教職員にとつてのスクールカウンセラーといえますか、教職員でなければ分からない、そして守秘義務もありますから、なかなか外部の人には言えないような悩みというのはちよつとありますよ。

そういったことにはむしろやはり対応することできる、本来はそれが管理職でなければならぬんですが、残念ながら、管理職から評価されるものでありますから、こんなことを言う管理職からマイナス評価をされるのではないかとおびえて言えない。そうすると、教員同士で愚痴を言いがえはそれで済むのかという話になります、そういうものでもありません。

情報共有は情報共有でしつかりしながらも、ちよつと個々の教職員にとつての悩みはあるものであります、当然その中には生活の悩みや人間関係の悩みもありますから、そういったところにやはり対応することのできる相談体制といったものも私は重要だと思つております。私学では教員のためのカウンセラーをきちんと配置している学校もござります。

私は、そういったことも見習いながら、どういったことができるのか、学校教育ということを考えて、教育委員会側とも十分にコミュニケーションを取りながら、いわゆる精神疾患で休職をされている教職員も多うござりますので丁寧な対応をしなければいけない、そういう認識は持つて

おります。

○水岡俊一君 大臣は、学校における教職員のそういったメンタルヘルス、特殊な要素をしつかりと捉えていただいているんだと、そういう感想を持ったところであります。そういった特殊性の問題もありませんが、文科省としてどういう課題があるのか、これはいろいろと捉えられていると思うんですね。

ちよつと、委員の皆さん方にも是非見てほしいんですが、今日お配りした資料の二枚目をちよつと見てください。

これは文科省からの文書であります。「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備に関する調査について（結果）」と、こう書いてあります。これを見ていただきますと、この本文の六行目の終わりから七行目に、「また、体制の整備が進まない理由として関係法令等の認識不足が最も多く挙げられております。」と、こう書いてあります。

これ、誰の認識不足なんですか。これは文科省が出した文書です。知らないというわけではないと思つてますので、その辺りのことについて少し説明をしてくれませんか。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

この認識不足というのは、御指摘の趣旨、例えば学校の現場の直接の担当者だけではなくて、それをきちつと進めるための体制、環境を整える設置者あるいは行政関係者、そういった者が入っているという考え方で私どもこれを通知に入れて注意を喚起をしたという趣旨でござります。

○水岡俊一君 いや、ちよつともう少し具体的に、誰の認識不足だと、こう言つていらっしゃるんですか、それをお答えください。

○政府参考人(小松親次郎君) 労働安全衛生体制の整備状況につきましては、学校の組織運営を行う責任者が基本でござりますので、例えば校長先生やその管理職等を中心としてこの認識不足の問題が起きているというのが私どもの認識でござ

います。

○水岡俊一君 誰かという意味では、学校においては管理職、そして教育現場に関わる教育委員会、そういったところが関係法令等の認識不足、これつて、大臣、許されることですかね。どうでしょう。

○国務大臣(馳浩君) 私も改めて今この文書全体そしてこの部分を読みながら、こういう指摘をせざるを得ないということはあるはずなんでしょうね。せつかく、国会において労働安全衛生法について深い議論がなされ、改正がなされ、施行されているわけでありまして、当然、教育委員会等の担当である教育長はもちろぬ、教職員課長とか、また現場における学校長、教頭などの管理職は、その趣旨を踏まえた上で、教職員の勤務環境、そして教員というある意味での特殊性を踏まえた対応が、この労働安全衛生法に基づいて環境整備がなされるようにしていくのが私は必要だと思つてます、その認識をちよつとキチンと持つてもらわなければいけないと思つてます。

こういうふうな通知の文書をちよつと書きかざるを得ないということが非常に私も残念に思つてます、改めてその趣旨をちよつと理解してもらえらるような取組を我々もしなければいけないと、私はそう思つてます。

○水岡俊一君 確かに、当局としてこのような文書を出さなさいいけないというそのつらい気持ち、それはそれとして私も理解をしておりますが、しかし、それで許されるのかという問題です。よね、関係法令の認識不足だなんて、よくも恥ずかしくもなくそんなことを文書に書いて出せるなという批判の声も大きいわけですよ。そういったところを是非共有をしながら対応をしていかなくさいいけないだろうというふうな思つてます。

そこで、改めてですが聞きますが、関係法令とはどんな法令ですか。

○政府参考人(小松親次郎君) ここで挙げておりますものにつきましては、いわゆる安衛法の体系のものを基本として考えて通知をしているところ

でございます。

○水岡俊一君 いやいや、それだけです。もつと明確にこれつてあるんじゃないですか。

○政府参考人(小松親次郎君) 二つの系列がござります。一つは、教育関係の観点からは学校保健安全の法令がござります。それからもう一つは、労働関係の観点からのものがござります。これは労働基準法から始まりまして、労働法の体系がござります。その中の一番中心になっているのがこの安衛法ということでありまして、実際の労働環境を守る労働法令、これは全体としては関係法令、この二つが合わさつたものをしつかり見ていく必要があるというふうな私ども考えております。

○水岡俊一君 教職員も労働者ですから、労働者に関する法律として基本中の基本は労働基準法ですよ。とりわけ、こういうメンタルヘルスだとかそういったことに関わつては労働安全衛生法ということばもう言うまでもないことだと思つてます。そういった、また学校特殊な法律も含めて管理職もちゃんと認識をしてもらわないかぬと、こういうことはもう言うまでもないことだと思つてます。

そこで、私の方から少しお聞きをしたいと思うのは、厚生労働省にお聞きをします。

労働基準法第九十九条というのがあるんですが、ここにある、「労働関係に関する重要な書類」という言葉が出てきます。労働基準法第九十九条について、厚生労働省から若干の説明をいただけますか。

○政府参考人(大西康之君) 労働基準法第九十九条でございますが、これは書類の保存に関する規定でござります。同条では、「労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならぬ。」とされております。

委員御指摘のその他労働関係に関する重要な書類といましては、例えば始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類がこれに含まれるこ

ととされております。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

○政府参考人(大西康之君) 労働基準法第九十九条に違反した場合でございますが、同条に違反したときは、使用者は三十万円以下の罰金に処せられるという罰則規定が労働基準法第九十九条にございます。

○水岡俊一君 ありがとうございます。馳大臣、このように、労働基準法第九十九条の中には「労働関係に関する重要な書類」という記述があつて、その中には、今厚労省からも御説明あつたとおり、勤務時間に関する記録、そういったものが入るといふことのお話だつたと思つておられます。ですから、それをちゃんと管理しなきゃいけない、知ることはおもひろんで、それを管理して保存しておかなきゃいけないということが明確なんです、これは大臣、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(馳浩君) 必要なことだと思つております。私も教員時代、大体いつも朝一番に学校に行つておりました。私が学校に行くのはいつもは大体六時四十分ぐらいでした。帰りは大体十時前後でありまして、タイムカードを押しておりましたので、当然それは学校側が保管してあると思つておりました。

ただ、私が勤務しておりましたのは私立の私学でありますので、公立の小中学校が実際にどのようになつてゐるのか、私自身が全てを十分に把握してゐるわけではございませんが、基本的には勤務に入つた時間、勤務を終えた時間、こういった記録といったものは勤務状況を把握する上で重要な書類だと思つております。

○水岡俊一君 それで、やはり今のお話からいくと、実はもう前回の委員会あるいは前々回のときもその教職員の問題について、勤務時間の問題についても言及があつて、那谷屋さんからも参考資

料を出していただいた、それと同じものですが、ちよつとリニューアルされていますので、今年の二月の速報の数値を資料を用意しました。皆様のお手元にある資料の一枚目であります。

これは、教員の働き方、生活の実態を調査したもので、連合総合生活開発研究所の調査を抜粋したものであります。ここで、ざつと見てほしいのは、左側の小学校の方は、赤の枠でくくつてあるのは一六・八%、管理職が出退勤時刻の把握をしていないということでありまして、ちよつとこのグラフをよく見てみると、タイムカード等の機器でちゃんと行つてゐるといふのは僅か一〇・六%という数字が下の方にあります。それから、把握してゐるかどうか分らない、あるいは出勤簿への捺印により行つてゐる。これ、出勤簿の捺印だ時間なんて分かりませんよ。私もずつと押してきまして、ただ出勤したかあるいは半休取つたかぐらいのことが出勤簿に出るぐらいで、出勤時間なんて分かりません。ということ、これ、もうタイムカードで、今大臣がおつしやつたタイムカードで認識ができる方法のほかに、ほとんど把握できていないといふふうに見て僕は間違いないと思つておられます。

これ、中学校の方もそうです。一三%ほどしかタイムカードで把握してゐない。そのほかのケースは、管理職が把握しようと思つてもできないか、把握してゐないか、把握する気はなかつたかといふような状況にあるんですが、これが今言つてゐる関係法令の認識不足という意味なんですよ。そうだとすると、文科省としてはこれを改めてどういふふうを考えて、これからどういふふうにかこれ対処する必要があると思つておられます。

○国務大臣(馳浩君) この資料を提出いただいた、改めて私も、これ基本中の基本なんですすよね、社会人として。勤務に入つた、勤務を終えた、タイムカードで確認すると。そのことによつて、いわゆる超過勤務の問題であつたり、また昨今、法律にもなりましたが過労死の問題等もありませんが、長時間労働の問題等、これがいかに

働き方と生活の在り方について大きく関わつてゐる。したがつて、学校の教職員の問題に關して言へば、こういう現状であるといふことは私はあしき伝統と言わざるを得ませんといふのがまず私の認識です。

同時に、きちんと、やつぱり一社会人として働いてゐるわけでありまして、ちよつとつたことはまず管理職が管理をしておくのが当然だと、私はそう思つてゐますので、そういうひとつ現実的な状況を見た、その上での認識を私共みんなで共有すべきだと、そういうふうにお考えを伺います。

○水岡俊一君 タイムカードがベストかどうか、それは私も分かりません。しかし、管理職が職員の出退勤をちゃんと目視するといふか、ちゃんと見て認識をするといふことは非常に基本的な話です。大臣のように朝早く出て夜遅く帰られたら、その管理職がその場にいないといふこともあるかもしれません。しかし、公立学校で、職員はいろいろな仕事があるから残つてゐる、帰れない。でも、管理職はお先にとつて帰つてしまつていふことがあつたとすれば、これ、大臣、どういふふうにご指導されますか。

今の学校現場といふのは、そういうケースがあるかどうかは別にして、管理職が教職員の出退勤をしつかりと見ていないといふことがそもそもその問題じゃないですか。それは、見ていないといふことは記録がないということだし、記録があつたとしてもそれは偽りの可能性が高いし、ちゃんとしたものが保存されてないといふことは関係法令の違反で三十万円以下の罰金に課せられる。誰かが告発したらどうします、これ、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(馳浩君) 誰かが告発したらと言われると、あいくちを突き付けられたよな思ひに私にはなりません。基本的に、働いてゐるわけでありまして、何時に仕事に入つて何時に仕事を終えたのかといふ基本的なデータを基に、同時に、管理職たる者はやつぱり様子を見ながら、教員として何か疲れ

切つてゐるのではないかと、あるいは逆に、元氣なら元氣で寝てあげればよろしいですし、こういう基本的なデータを記録を確保しながら職場全体を把握していくのが管理職の責任であります。そのための基本的なデータといふものはやつぱりきちんと把握しておく必要があるといふのが私の認識です。

○水岡俊一君 大臣の率直な感想としてそういうふうになつてゐるといふことを私自身も受け止めたといふふうにお考えを伺います。

その上で申し上げると、労働基準法も労働安全衛生法も、本中に基本中の基本を言つてゐるんですよ。だから、その基本中の基本ができていないのをいつまでほつたらかしくするんだといふことは、非常にこれは大きな問題だと思つておられます。例えば、これは出退勤の時間だけの話じゃないんですよ。労働基準法には、六時間を超えて労働するときは必ず休憩を置かなきゃいけませんね。これは四十五分です。八時間を超える場合は一時間です。休憩といふのは、食事したり休んだり横になつたり勤務地を離れたりすることができなくてすよね。学校の先生、教職員の皆さん、できますか。できないとしたら、それをなぜほつておくんですか。関係法令、これ違反してゐるじゃないですか。私はそう思いますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(馳浩君) いわゆる児童生徒が校舎にゐる中で、そこから目を離すわけにはいかならないといふ一つの責任感と同時に、抱えてゐる業務が多過ぎて、つまり授業の準備であつたり提出物の多さであつたり部活動であつたり、いわゆる校務分掌の中で寸暇を惜しんで、ちよつとつた事務処理もせざるを得ないといふ現実が、休み時間があつてもやはりのんびりと一人でお茶を飲んで休んでゐるといふ空間もその時間もなかなか取ることができないといふ実態があるのだと私は想定されます。こういうことをやつぱり踏まえた上で勤務の環境の整備については考えていかなければいけない問題だと、そう思つておられます。

○水岡俊一君 もうこれは今日に始まったわけではなくて、この長い歴史の中でずっと言われてきた問題だと思ふので、今更ということにもなりませぬけれども、どこかで誰かが、どの大臣かが、きつちりとこれはやっぱり考え直そう、法律を遵守するんだという考え方に立とうというふうにしないと、これはもうどうにもこうにもなりませんよ。

今大臣がおっしゃったことは、やはり教員がこれではやらなければいけない、しなければいけない、私がしないとほかの人ができないから、子供たちのために頑張るんだ、学校の仲間のために頑張るんだ、地域のために一生懸命私が努力する、そういう好意に基づいた話であつて、命令はしていないんだというような話にもなるとしたら、これこそ労働安全衛生法のメンタルヘルス対策としては全く手が打てていないということにつながるよ。

教員、教職員の好意に甘えてそういう勤務実態がおかしくなっている。だけど、それは、管理職は命令していない、管理職は知らない、仕方がない、それで済むんか。それが今言つこの通知文の中にある関係法令の認識不足だ。大臣も認識不足だと言われて、どうします、これ。私はそう思いますよ。どうでしょう、お考えは。

○国務大臣(馳浩君) 改めてこれは基本中の基本です。労働基準法、労働安全衛生法等、また教育に關して言えば教育公務員特例法等ありますが、労働者として、あるいは教育の現場に、毎日目の前に児童生徒がいる中でどのように労働環境を整えるかということは、管理職と教職員が一定の合意の下で進められていく必要があると思ひますし、お互いにやっぱり配慮も必要だと思ひます。そのための時間の融通であつたり、同時に、そういう校舎の中において教職員がいろいろなことがあつたときにちよつとも休める環境があるということ、そのことをやはり、一番いいのは、四月一日から新年度が始まる時に、新しい人事で決まつてそれをスタートするときに、管理

職と教職員皆で合意をして進めていく。多分日によつてはなかなかできないこともあるかもしれないけれども、できる限り法令に從つた教育者としての、また労働者としての環境を整えていくという、そういうばねを常に働かせていく必要があると私は思ひます。

改めて、私ももちろんこういつた法令については知らないわけではありませぬし、知つていても、現場に行くときまじく、まあこんなものだからと、ずつとこうだからということで見過こされてきた課題だと、こういうふう認識をしております。

改めて、教職員の業務の改善、そのためにはどういう環境がよいか。もちろん今、中教審の答申をいただいた教職員の体制の在り方について、これも議論をし、法律の準備もしているところでありますが、そういう環境とともに、実際にふだん働いている環境において、法令に從つたというよりも人としてふさわしい労働の環境、十分に休むことのできる環境づくり、それに対してやっぱりお互いに配慮を持つて、ちよつと少しここで一休みした方がいいんじゃないかと一声掛けてあげることのできるような職場の雰囲気づくり、こういつたことが私は必要だと思ひますし、そういう意識付けを常に持つていかなければいけないと思ひます。

○水岡俊一君 ここで議論をしていてもそれが即座に解決できるわけではないので、是非文科省としても御努力をいただきたいと思ひますが、やはりここは大きく発想の転換をしながら、法律を守るんだということが大原則ならば、法律を守るような仕組みを考へるといふ方法があるでしょう。しかし、このことについてはどう考へても法律を守ることができないのであれば、法律の特例を考へたり、あるいはその補填の対策を考へるなり、いろいろあると思ふんですよ。

だから、昼休みのことなんか、恐らくどの小学校を取つても、昼休み四十五分なり一時間の休憩をしている教職員は誰一人いないと思ひますよ。

それをそのままにするんじゃないかと、やはり誠に、労基法の中では勤務時間の間に置かなきゃいけないとなつてはいるけれども、これを終わりの方に移動させるということでも労使で合意するとか、何かそういう方法も可能であるとか、何かの対策を練らないと、ほつたらかしのままで余りにもこれはずさんな省庁だということに私はなると思ふ。

ですから、そのところを是非今後考へていた方がいいと思ひますが、その上で、これから超過勤務、多忙化、そういう問題解決をするために文科省としてはどういう手だてがあるのか、そういうことについて少し何かお考えがあるのか、それはお聞かせをいただきたいんですが。

○国務大臣(馳浩君) まず、今の体制として、先ほど申し上げました昨年末の中教審の答申三つを受けて、教職員の体制再整備、その在り方について義家副大臣の下で検討しております。早急にやっぱりこれは取りまどめをして、必要な法改正等に取り組んでまいります。

それからもう一つは、実は今、堂政政務官の下で教職員の日常の業務改善の在り方についての検討チームを立ち上げて、これも六月までには是非中間取りまどめをして少しでも来年度の予算に反映させるべく、例えばモデル事業をやっている地域もあるとすれば、それを教職員の業務改善の在り方について具体的にこういう好事例がありますといつたことを全国に報告をしたり、そういうことでもできるのではないかと。民間企業では当然やっているような実は業務改善の在り方でありまして、何で学校ではできないのかと。学校は特殊だからできないというふうなことに甘えていてはいけないと思ひます。

できることからやるべきであるということ、今、堂政政務官の下でも学校現場における業務改善の在り方、もう一方は義家副大臣の下で全体的な教職員の体制の在り方、いわゆる、特に部活動などの指導員もそうでありまして、外部の指導員を活用できるとしたらどういうふうにやつていける

のか。これはやっぱり文科省としても、昨年の予算編成の一つの反省を踏まえながら、体制づくり、環境整備に取り組んでいく必要があると思ひますし、法律や予算でできること、同時に業務改善によつて可能なこと、少しちよつとお互いにリンクする部分もありますが、こういう方針に從つて検討を加えておりますので、それに從つたまた報告もさせていただきますと思ひます。

○水岡俊一君 先ほど私が申し上げた、やむを得ず例えば昼休みのシフトをすることをかいつことは、別にそれがベストだと言つているわけじゃないんで、誤解があつたらまずいのでそれは御理解をいただきたいと思ひますが、やはり昼休み等は誰か教職員の交代要員をつくるなり方法はあると思ふんですよ。そういつたことを考へて改めさせていただきたいということをお申し上げた上で、大臣は、今いろんな他の職種における先行事例だとか、そういうものをちゃんと取り入れるべきだということに思ふとおつしやつた。私、まさにそのとおりだと思ふんですよ。やはり文科省管内あるいは学校現場、特殊だからなかなか難しいと言ひながら、ほかのところでも難しいこともいっぱい頑張つておられるわけですね。そういつたところも私は取り入れていくべきだと思ふんですよ。

その上で、私思ふのは、実は二〇一四年六月に医療法の改正というのが行われましたね。その医療法の改正が行われて何が変つたかというところ、医療勤務環境改善センターを都道府県ごとに設置をする、あるいは医療労働企画官というのを厚生労働省内に置く、あるいは厚生労働省、都道府県、医療機関の支援のために予算付けを行つていくというようなことが厚生労働省では行われているわけですよ。

だから、そういつたことを是非文科省も認識をいただいて、文科省管内に、例えばですよ、私が考へた名前ですけど、例えば学校勤務環境改善支援室とかいうような室を置く、あるいはそういうチームをつくるというふうなことは、これはもう大臣の肝煎りでできるんじゃないですか。これ

やってくれませんか、こういうことを。どうでしょう。

○国務大臣(馳浩君) 昨年でしたか、業務改善についてのガイドラインを示したところでももちろんありますが、改めて水岡委員のこういう御指摘は重要だと思っております。今ほど堂政政務官も委員としてそこで聞いておりましたので、やはり具体的に、理念ばかりでは駄目ですよ、具体的に進めていく中で、水岡委員のこういった御指摘、また、厚労省で取り組んでいる医療環境の改善のこういった具体案を担当する部署、検討したいと思っております。堂政政務官のチームでも検討させたいと思っております。

○水岡俊一君 大臣、ありがとうございます。

外部の人が客観的に今の問題を捉えたときに例えばどういふことを指摘するかと考えたら、例えば文部科学省内に今の労働安全衛生体制について専門的に関わっている職員がいますか、全国から調査をしてそれを今集約できていますか、そういうことを聞くのはもう当然ですよ。今それを聞かれたら、文部科学省内でそういうチームがいま、そういう担当官がしっかりといます、全部把握してきますと、なかなかこれ言えないでしょう。

だから、やっぱりそれは、今大臣がおっしゃったように、これは必要だなというふうな考えられた時点でそういう対応を練るチーム、部屋を検討する、是非お願いをしたいなというふうな思うんです。そして、先ほど、その前の御答弁でいただきましたように、ほかの事例、こういうことで成功しているよ、これはいわゆる今の言葉で言えばグッドプラクティスですよ、そのグッドプラクティスを文科省内にも入れていくということを私はどんどんとやらにいかぬというふうな思うんですね。

私、今日資料を三枚用意しましたが、その三枚目をちょっと見ていた、だいたいと思うんですが、これも日本労働組合総連合会の資料から私は引張ってきたんですが、連合がこういうふうな資料で「時短レシビ」というのを作られて、この冊子

の中で、教職員の教育現場における勤務時間の適正化に向けた取組をやっているところがあるというふうなご紹介をされているんです。

詳しくはまた見ていただきたいと思います。例えば部活の問題、部活が大変勤務時間を長くしているというふうな問題があるので、それをどう対処するのかというふうなことに、これをどう庫庫の取組なんですよ。兵庫県の養父市で取り組まれているその取組をちょっと紹介したいと思っております。例えば左の列の①に、私、下線を引く張つております。そこをちょっと見てください。養父支部でのノー部活デーの設定率、実施率は共に一〇〇%。市内全体で統一してやり切ることに、他の中学校は部活をやっているが、なぜうちの中学校だけ部活がないのかといった疑問が生じにくく、保護者や地域の理解が得られやすくなっている。

部活のノー部活デー、どこの地域でも考えてやろうとするんですよ。でも、これ大体潰れるんですよ。ほかのところもやっていますから、うちだけもうやらないなんて、ほかのところは五日やっていると、うち四日しかやらないとか三日しかやらないなんて、そんなの負けるに決まっています。いかといって部活動の先生方ももう一生懸命になつてしまふ、そういうふうなこともある。だけれど、市全体が、うちの市ではどの学校も今日は部活は休みですよというふうなこと、あるいは、今日は定時に勤務を終わってみんな帰りますよということを市全体で取り組むというふうなことが大事だと、そういう取組をやつて成功しているという事例だと思つてますよ。こういうこともやっぱりしっかりと見てほしいなというふうな思うんです。

右側を見てください。②、管理職のマネジメントについて書いてあります。管理職の意識によって労働時間の短縮が進まない職場は多い。今言われた話ですね。しかし、養父支部では管理職から教職員に、実行力の高い形で計画的に休むよう声掛けを行っている。管理職が声掛けをするんです。

よ。それはなぜかと、これ③を見てください。管理職の意識改革は、教育委員会と協力して行っている。校長の人事評価項目に教職員の勤務時間の適正化に関連する内容を盛り込み、教育長面談で校長から進捗状況の報告を受けている等々書いてあるわけですね。

つまり、教育委員会も管理職も一体となつてノー部活の問題もあるいは勤務時間の適正化もやっぱり取り組もうよと、一遍に全部なくなるとは思えないけど一緒に取り組んでいかないと、うようなグッドプラクティスがあるとすればそれを取り入れたり、文科省の施策の中に、通知指導ということにとどまらず、そういったものの事例を御紹介しながら、一緒に取り組みませんか、こういうふうな方向性というのは私は大事だと思つてますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(馳浩君) とても良い取組だと思つています。

同時に、特に運動部もそうだし文化系もそうですけれども、休養を取る、それから、体は休養するけれども戦術的なミーティングをする、いろんなやり方によってやっぱり子供たちの体、心身共に休養を取つてあげる。同時に、教職員も週に一日、二日は間違った体を休める時間があるということがまさしく次の週に向けての活力にもなるわけでありまして、こういう良い取組は、なかなか教育現場ではびびくりして捉えられるかもしれないませんが、一般から見たらこれは当たり前なことでありまして。

私も、ある意味でトレーニングの専門家のつもりではあります。大体三日やつて一日休むことは、筋肉の疲労回復にとつても精神的にも良い効果をもたらすことはよく承知しております。改めて、年間何日も休まなかったということを誇りにしているような部活動の先生がおられますが、私は全く間違っていると、これはもう断言できます。十分にやっぱり休養を取ること、むしろ子供供たちにとつても、その子供供たちを取り巻く御家

庭にとつても大変重要である、同時に指導する教職員にとつても大変重要である、その方が教育的効果を高めることができる、そういうふうにはなるようにしていく必要があると思つています。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

教職員、生徒のために頑張りたい、そして自分たちの一緒に共通した目標のために頑張りたい、そういう思いが仕事に物づく活力を与えていると思つてますよ。しかし、そのことによつて残業時間が長くなる。残業時間がずつと長くなつてたまっていくと、やはり精神的にも肉体的にも疲労がたまって大変な状況になっていくということがメンタルヘルス対策としては大変問題なところですよ。それはもうみんな分かっている、分かっていることを何とかしようということで、是非とも皆さん方のお取組をお願いしたいと思います。私たちが現場からの声を上げていきたい、こういうふうな思つております。

○委員長(石井浩郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田村智子君が委員を辞任され、その補欠として辰巳孝太郎君が選任されました。

○新妻秀規君 本日は、がん教育と、あと福島への教育旅行についてお伺いをしたいと思います。まず、がん教育のための医師確保を含む現在の検討状況について文科大臣に伺いたいと思つています。

昨年の二月二十三日、衆議院の予算委員会での質疑にて、このがん教育のための医師の確保、また、がん教育の推進協議会についての質疑がありました。今後、モデル事業の成果を踏まえ、厚労省と連携を図り、医師確保の方策を含め適切にがん教育が実施されるように検討していく、そして、がん教育の全国展開に当たっては、厚労省と

連携して各都道府県教育委員会、保健福祉部局に働きかけていく、こういう答弁だったんです。

また、同じく昨年の五月十二日、参議院の厚生労働委員会での質疑では、文科省からの答弁で、今年度は検討会の下に教育関係者、医師、がん患者等で構成するワーキングを設けて、教材の作成を行い、モデル事業を展開するなど、より効果的にがん教育が実施されるように検討を進めていく、こういう御答弁でした。

ここで大臣にお伺いするんですけども、その後、医師の確保を含めて具体的にどのような検討を進めてきたのでしょうか。特に、この活動の主体となる自治体の教育委員会の取組が重要と考えます。教育委員会自身が健康福祉部局の助けを借りながら、自ら医師会、またがん診療連携拠点病院などに協力を呼びかけるよう働きかける必要があると思いますが、どうでしょうか、御答弁お願いします。

○国務大臣(馳浩君) がんは生涯のうち二人に一人がかかるという推計され、国民の生命と健康にとって重大な課題となっており、学校における健康教育においてがん教育を推進することは重要であると認識しております。

文科省においては、平成二十六年度から全国でモデル事業を展開するとともに、がん教育の指導内容、教材の開発、医師の確保を含めた外部講師の活用方法等について検討を進めてきたところであります。平成二十七年には文科省においてがん教育の意義や外部講師の活用についてまとめたガイドラインを作成しており、今後、四月中に発出する予定であります。

このガイドラインでは、各自自治体において、それぞれの実情に沿った形で教育委員会と衛生主管部局等との連携を図れるよう、がん教育を進めるための協議会の形式例を複数示すなど、外部講師を確保するための方策について記載しております。

今後は、厚労省とも連携をして、教育委員会や衛生主管部局の理解と協力が得られるよう、両者

から文書を発出するとともに、各種講習会や協議会等の場において各都道府県等の担当者に向けて趣旨の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 今、四月中にこのガイドラインが発出されるというお話がありまして、またそれに伴って様々な取組が展開されるという、そういうお話でありました。各自自治体におきましては様々な調整作業もあるので、そうした今おっしゃった取組を迅速に展開をしていただきたいと思っております。

同じ件について厚労省に聞こうと思っております。文科省さんからガイドラインが発出されるということでありました。本年の二月二十五日の衆議院の予算委員会の第五分科会におきまして、がん教育実施のための医師確保についての質疑では厚労省さんからこのような御答弁がありました。文科省と連携し、外部講師の確保に対する支援を行ってまいりたい。その後どのように具体的に支援を進めてきたのか、またどのように進めていくのか、お示しをいただきたいと思っております。

また、先ほどの、昨年二月二十三日の衆議院の予算委員会での質疑で、健康福祉部局にがん教育推進協議会をリードするように適切に指示をしてほしいという要望に対して、塩崎厚労大臣から、都道府県の健康福祉部局等に必要の助言を行っていかねばいけないとの御認識が示されております。その後、具体的な動きはどのようなものだったのか、併せて答弁をお願いします。

○政府参考人(梅見英樹君) がん教育についてのお尋ねでございます。

子供の頃からがんに対する正しい知識あるいはがん患者の方に対する正しい認識を持つということは大変重要なことであるというふうにご考えておられまして、平成二十四年六月に策定をいたしました第二期のがん対策推進基本計画というものの中では、がん教育というのを施策の一つの分野というふうにご位置付けて盛り込んでいただいております。

また、二十六年一月にがん診療連携拠点病院等

の整備に関する指針というものを作ったわけでございますけれども、ここでもがん診療連携拠点病院について、地域を対象として、緩和ケアやがん教育を始めとするがんに関する普及啓発に努めることというのを要件にしているところがございます。

そうした中で、昨年でございますけれども、十二月にがん対策加速化プランというものを作りました。ここにおきましても、がん教育を推進するため学校医やがん専門医等の外部講師を確保していくということにしているところでございまして、これまで各自自治体の衛生主管部局に対してその旨の周知というものも行ってきたところでございます。

それから、文部科学省さんの方で今後発出予定のガイドラインに関しては、私も厚生労働省としても文部科学省の検討会にも参画させていただくなど、一緒になって策定に向けて御協力をさせていただいていこうというところでございます。

今、四月中というふうにご答弁ありましたけれども、このガイドライン、近くまとまるということでございますので、その際には、都道府県の衛生主管部局を通じて約四百か所指定しておりますがん診療連携拠点病院に改めて協力を呼びかけるといったようなことについて、厚生労働省としても外部講師の確保に関する支援を、これを迅速に行ってまいりたいというふうにご答弁しております。

○新妻秀規君 今の御答弁にあつた加速化プランの趣旨に沿ってこの四月に発出される文書、これをスタートラインとして、各自自治体の福祉部局、また、がん診療連携拠点病院が迅速に動けるように十分な支援を迅速に展開をしていただきたいと思います。

次に、がんプロフェッショナル養成基盤推進事業についてお伺いしたいと思います。

平成二十四年の六月の閣議決定にてがん対策推進基本計画が決定されましたけれども、その中でがん対策の推進についての課題が掲げられております。すなわち、大学でがん診療に関する教育を

専門とか臓器にとらわれない教育体制を整備すること、また、緩和ケアの実践的な教育プログラム

の策定、こういった課題です。こうした課題の解決のために、文科省では平成二十四年度から、大学と大病院が連携して優れたがん専門家を育てるこの事業、すなわちがんプロフェッショナル養成基盤推進事業が実施されてきた、このように承知をしております。今、大学の全ての医学部、七十九校あると伺っていますけれども、放射線療法とか化学療法とか緩和ケアに関する教育を実施していますけれども、た

だ、がんの特化した講座を置く大学は増加しているものの、まだまだ十分ではないかと、この事業の意義は大きいんじゃないかなというふうにご答弁をいただいております。

確かにこの事業については、昨年の五月に行われました中間評価において、この事業を行っている大学の中には評価が低いものが存在するなど課題も指摘されているとは承知をしております。

ここで文科省にお伺いをしたいんですけども、この事業ががん医療に関わる人材育成に果たしている役割についてどう認識されているのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(常盤聖君) ただいま御指摘をいただきました平成二十四年度より実施をしておりますがんプロフェッショナル養成基盤推進プランについてでございます。

平成二十七年までこの事業によりまして、これは専門分野は様々でございますけれども、専門医師の養成という観点から、専門とする医師については千三百六十六名、そしてがん治療を専門とする薬剤師について百六名、看護師等のメディカルスタッフ八百四十七名ということで、合計二千三百十九名を受け入れております。事業を開始いたしました平成二十四年度は四百七十七名ございましたので、その後の三年間で千九百十二名受け入れていくという状況でございます。がんの特化した四十三講座が設けられているというふうな進展もございます。そういう点で一定の成果が上

がつているというふうにご意見を伺います。

一方で、御指摘のとおり、昨年五月の中間評価におきまして課題とされました更なる大学間連携の推進であるとか、あるいは成果を地域社会に還元をしていく、そういう方向に向けた取組を推進するようにということでございますので、その点について文部科学省といたしましては引き続き各大学での取組を支援してまいりたいというふうにご意見を伺います。

○新妻秀規君 今、やはり文科省さんとしてもこの事業は意義があるということをご認識されていると確認ができました。この件については引き続き取り上げていきたいと思っております。

次に、福島県の教育旅行の推進について伺いたいと思っております。

本年三月、福島県のいわき市で行われました党の復興加速化会議で福島県から要望をいただきました。どういう要望かというところ、教育旅行が震災前の半分以上の水準にとどまっております、その復興が喫緊の課題だ、こういう御要望でした。

資料の一を御覧ください。この資料の折れ線グラフのオレンジ色が教育旅行なんです。震災の年からどんともう一気に減りまして、今ちょっとずつ戻しているものの、震災前に比べると四九・四％、半分に行っていないという状況です。

何でこんなふうになっているのかというところ、次のページ、資料の二を御覧ください。この資料の二の右側、これ福島県の教育旅行パンフから取ってきたんですけれども、保護者の放射線被曝への不安、これがやはり教育の現場として考慮せざるを得なくて、福島県外に教育旅行の先を移してそれっきり戻ってきていない、こんなようなことが原因なんじゃないかなというふうにご意見を伺います。

ここで文科省さんに伺います。何で震災後、福島への教育旅行が減ってしまったのか、分析をお示しくください。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

東日本大震災及びこれに関連して起こった様々な出来事等の影響によりまして、震災から五年が経過した現在でも、たゞいま資料等で御指摘のありましたような状況が起きているというふうにご意見を伺います。

それで、私も、教育旅行の関係と申しますと、例えば公益財団法人日本修学旅行協会というものがございまして、こういうところへいろいろ聞き取りをしておりますところによりまして、東日本大震災直後の平成二十三年度の実施された修学旅行については、震災そのものの影響によって当初の予定を変更したというような学校での主な理由は、余震への不安とか計画停電、交通機関の利便性といったものが挙げられておりましたけれども、現在では放射線に関する理解の不足等が主な要因と考えられるというようなお考えでございます。こうした点がいろいろ影響しているものと見ております。

○新妻秀規君 やはり放射線ということが大きいのか、不安が大きいのかということが分かりました。

次に、福島への教育旅行を増やす取組についてお伺いをしたいと思います。観光庁さん、そして文科省さん、震災後、福島への教育旅行を増やすためにどんな取組をされたのか、まず観光庁さんから御答弁をお願いします。

○政府参考人(加藤庸之君) お答え申し上げます。

観光庁では、福島県における観光関連支援事業ということで、同県が実施をいたします観光関連事業に対して支援を行っております。教育旅行関連では、具体的には、同県が実施をしますモニターツアー、これは教員あるいは生徒の方に実際に福島県の被災地に来ていただいて視察をしていただくという、こういうツアーでございますが、こういうものの実施、あるいは震災学習プログラム等の造成、県外への情報発信、こういった取組に対して支援を行っております。また、先月三十日に安倍総理の下で取りまとめられました明日

の日本を支える観光ビジョン、この中におきましても、PTA等に対する現地視察ツアーを通じた防災学習も含めて、教育旅行を再び促進するといふふうになってございます。

これも踏まえまして、観光庁としては、引き続き、文部科学省あるいは復興庁とも連携をして福島への教育旅行の推進に努めてまいりたいというふうにご意見を伺います。

○新妻秀規君 じゃ、続いて文科省さん、お願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) 文部科学省といたしましては、まず観光庁との連携によるものでございまして、平成二十三年八月に、各都道府県教育委員会等に対して、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づいて、福島県を含みます東日本への修学旅行の実施をしていただきたいという通知、観光庁の意向を周知いたしました。これは、三年たちました平成二十六年九月

にも、先ほど御指摘のありました、震災前を修学旅行の件数が大きく下回る状況が依然として続いていることから、同旨の周知を行っております。それからまた、文部科学省自身といたしまして、教育委員会、それから校長会、PTAといったような関係団体でございます。こうしたところにそうした旨を働きかけております。当該団体の主催する会議において、復興庁とそれから福島県の担当者による通知の内容や福島県のバス代補助事業といった様々な取組の説明の機会を設ける、あるいは文部科学省自身がその説明をするというようなことを行っております。平成二十六年以降で申し上げますと、五十七回、延べでございますけれども、それぞれ多くの参加者を得て周知を図っております。

引き続き努めてまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 観光庁さん、文科省さんには、今の事業を是非とも推進していただきたいと思っております。

次に、先ほどの文科省さんの御答弁で、やはり放射線への不安というのが福島県の教育旅行が少なくなっている原因だということが示されました。資料の三を御覧ください。確かに、福島第一発電所の近くでは線量が高いところもございまして、ここで文科省さんにお伺いをしたいんですが、福島県で教育旅行をする場合、放射線の影響をどのように考えたいのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) 教育旅行先、特に学校で行うものにつきまして、その選定に当たりましては、その教育目的やそれから場所の安全性といった様々な要素を考慮して学校や教育委員会において判断をすることになります。それぞれの見聞を広める、あるいはまさしく震災や防災に関する知識を深める、そういった様々なものがあられると思っております。それぞれを総合的に勘案して学校において判断をするということが必要だと思っております。

それから、その中で福島県の教育旅行を考えるに当たりましては、文部科学省としては、当該地域の教育旅行については、もとより特段の制限を定めているわけではございません。そして、先ほどのお話のように、いわゆる風評等でそういった点に問題が生じないように努力をしているわけでございますけれども、これを踏まえまして、政府の定める避難指示区域、あるいは旅行先の放射線モニタリング情報等を踏まえて、学校等において適切に判断するものと考えております。

先ほど、観光庁さんと連携して情報を累次教育委員会等に周知したということをお申し上げましたけれども、このような中では、例えば福島県で教育旅行ワンストップ窓口といったようなものを行っております。こういったものの紹介、あるいは体験的な学習プログラムの紹介、これは教育目的の面でございます。そして、放射線に関する情報は福島県ではどのように出しているか、こういったものを併せてお出しするようにしております。こうした点を教育的な観点から学校なり教育委員会でご考えていただくことが必要だと思っております。

が、三月三十一日、このオリパラ大会の費用負担とか役割分担をめぐって森組織委員会会長、遠藤オリパラ担当大臣、舛添東京都知事が三者会談を行って、費用分担の見直しもこれ協議したんですね。

でも、これ率直に、もう本当に国民の疑問として、全体の費用が分らないのになぜ費用分担の見直しの議論ができるんですかという話なんです。

例えば、全体、今まで七千億だったのが二兆円ぐらいになりそうだと。組織委員会が担当する大会運営費はこれぐらい集められるけれども、これぐらい増えちゃって、これはもう税金投入してもらわないとやれないんだと、だから、東京都さん、この部分はやっていただけますか。初めてそこで話ができるのに、全体は幾ら大きくなるか全く分からないのに、費用負担の見直しとか役割分担、できるはずないでしょう。こういうところがまず全くおかしいんですよ。

ですから、副会長、会長に言ってください。やり方おかしいですよ。ですから、まず、このなげ見直し、まず全体の予算が示されていないのに見直しができるのか。どうですか、おかしいと思わないですか。おかしいと思ったら会長にしっかりと行ってください。

○副大臣(富岡勉君) 確かに三月三十一日の三者の会談は、衆議院本会議において遠藤大臣より答弁申し上げたとおり、三者が定期的に直接会談し、情報を共有するなどの取組を通じ、大会の成功に向けて関係者が一体となって取り組むためのものとして行われたものであります。

また、その御指摘のように、この会談において東京都知事、組織委員会の委員長、オリパラ大臣が適宜三者で直接協議し、連携協力を促進していくことに合意したのは私も知っているとおりであります。

今後は、役割分担、業務分担の明確化等について、リオ大会の状況を踏まえながら、我々も横串を通すような会議を設けておりますので、このよ

うに先般の会談において具体的な費用負担、委員御指摘のように、きちんと詳細なものが出るような取組を行っていきたくと思っております。

○松沢成文君 副大臣、ロンドン大会では、大会の五年前に公的資金が幾ら掛かるかというのを、たしか一兆六千億だったんですけど、ちゃんと国民に公表して、それ以降、議会の委員会と監査局みたなのがあるんですね、そこで、果たしてこれでいいのかというのを全部国民の前で議論をしてきているんですよ。

東京大会は、もう四年前なのに、全体像全く分からない。公的資金、だつて、組織委員会のお金で足りなければ東京都が補填する、それでも足りなければ国が補填する、全部これ税金ですよ。こういう形になっているのに、全くそれが明らかにされていないんですね。

森さんも、舛添さんも、もう二兆、三兆という、もう事前のアナウンス、うまく出しているわけですよ。膨大に掛かってしまうんだと、国民、覚悟してくれよとアナウンスしているわけですから、IOCに予算案を出す前に国民に対して、だつて、これは税の投入を当初の予想よりもっともつと増やしてやっていかなきやいけないんだから、きちつと国民にまず公表する必要があると思ふんですが、そこはいかがでしょうか。

○副大臣(富岡勉君) 委員のおっしゃるとおりだと思います。

我々は、今、東京オリンピック競技大会、東京オリンピックに向けた政府の取組として、本年一月二十九日に定期的にそういった取組を発表するよう機会を設けております。

その中で御指摘のあったような点について協議をしていきたいと思いますけれども、いろいろな費用面での見張り等が、現在資材の高騰等で、的確に、決まったところから七年、刻々とそういう見積りが変わってくるわけでありまして、組織委員会等でもそれらを毎年毎年見直すということではなく、一応ざっくりとした値というのは把握するようにしておりますけれども、個々の項目につい

ては今現在議論をしているところだと御理解いただければと思っております。

○松沢成文君 時間がないので最後の質問にします。

これは馳文科大臣に伺いたいんですが、五輪の組織委員会なんですけれども、新国立の建設問題、あるいはエンブレムの問題、聖火台の設置問題、そしてまた今回の費用負担の問題でも、非常に不透明で、ある意味で放漫財政で、私は国民の不信感を買っていると思うんですね。私は決して個人攻撃するわけじゃないんですが、やはり大会組織委員会の私は人心一新すべきだと思えます。

というのには、トヨタ自動車の豊田副会長が辞任されましたね。その理由はちゃんとお聞きになっていますか。私は、豊田副会長は、組織委員会の不透明性、放漫財政、こんなままでやっていて副会長として責任を負わされたらたまらない、そう思つて辞めたんですね、私はそう考えています。

今、森会長、これまで頑張られてきたと思えます。しかし、もう年齢の問題もある、健康の問題もある。森会長自身も自分はオリンピックまでやるつもりはないと言っているんですね。それ一番困るんですよ、もうするするするするやっていると、やっぱりオリンピックの直前に辞められたりしたら、これはオリンピック成功させるための危機管理の問題なんです。ですから、大臣は会長と師弟関係にあると言っているから、子分である大臣の方からきちつと親分に進言してあげないと。

やはりオリンピックを成功させるためには組織委員会の人心一新が必要だ、森会長、本日にこれまでもありますがどうございました、あとは我々がきちつとやって、すばらしいオリンピック成功させますからと。

私は、会長も含めた人心一新をしていかない限りこの組織委員会の体質は続いていくと思えますが、大臣としての見解をいただきたいと思えます。

でも、それぞれ国民から御批判があるということについてはこれは真摯に受け止めて、いわゆる関係者、連携取りながらしっかりと進めていきたいと思っております。

森会長の問題については、このオリンピック招致が決まったのが二〇一三年。七年前ですね、この七年間の間に、あらゆるやっぱり状況は、我が国の経済状況もあれば国際的な動向も含めていろんな状況が変わり得ることがあります。そんな中で、招致委員会で約束したことがなかなか全て実現できるとは限らない状況になっていることは、もう皆さんこれは御承知のとおりであります。そんなときに、IOCと、また東京都と、また我々政府と連携を取りながら、一つ一つの課題に直面するたびに調整をして決断を下していく、そして、特にIOCとの関係性においても森会長の果たすべき役割、発言力は絶大なものがあります。

私の立場でいえば、命ある限り最後までしっかりとやれと、こういうふうには私は奮励しているつもりでありますし、同時に、もちろん心配しておるのは健康問題であります。健康に配慮しながらも、海外とのやり取り、出張、国内における各競技団体や各経済団体とのやり取りを非常に精神的にこなしておられますので、また今行っている業務をしっかりとやっていただきたいと、そういうふうには思っています。

○松沢成文君 時間ですので、ありがとうございます。

○委員長(石井浩郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石井浩郎君) 次に、国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。馳文部科学大臣。

○国務大臣(馳浩君) この度、政府から提出いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

我が国の知的基盤として全国に配置される国立大学は、新たな価値を生み出す知の創出と、それを担う人材の育成を通じ、複雑かつ高度化する社会の課題の解決やイノベーションの創出に貢献し、我が国社会の豊かさや国際競争力の向上に大きく寄与するものであります。

一方で、今日、大学間の国際的な競争が熾烈さを極める中、諸外国との人材獲得競争に後れを取ることなく、我が国におけるイノベーションの創出や社会的課題への対応を主導する人材を育成できるよう、世界最高水準の教育研究拠点の形成などを含め、我が国の国立大学の教育研究水準の一層の向上を図ることが求められております。

この法律案は、大学運営に関する国際的な水準を踏まえた高い次元の目標設定を行い、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るとともに、全ての国立大学法人等が、地域や社会からの期待に応え、高い付加価値を生み出す教育研究活動を実施することができるよう、所有する資産の有効活用を通じ、経営力の強化を図るための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、指定国立大学法人として指定することができるものとし、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まなければならぬものとしております。また、指定国立大学法人について、研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大、役職員の報酬、給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮等の特例を適用することとしております。あわせて、文部科学大臣は、大学の運営に関して高

い識見を有する外国人を国立大学法人評価委員会の委員に任命することができるものとしております。

第二に、国立大学法人等は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、所有する土地等であつて、業務のために現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとしております。また、国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものについては、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であること等の要件に該当する余裕金の運用方法を拡大するものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御決くださいますようお願いいたします。

○委員長(石井浩郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

三月二十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第九四四号)

第九四四号 平成二十八年三月十五日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 京都市 北野了嗣 外二万二千七百十九名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の大幅軽減に関する請願(第一〇三〇号)(第一〇三二号)(第一〇三三三号)(第一〇三四四号)(第一〇三五五号)(第一〇三六六号)
一、新国立競技場建設問題に関する請願(第一〇三七七号)(第一〇三八八号)(第一〇三九九号)(第一〇四〇〇号)(第一〇四〇一四号)(第一〇四二二号)(第一〇四三三三号)
一、専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願(第一一六三三号)

第一〇三〇号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 長野県千曲市 宮原文子 外百二十七名
紹介議員 井上 哲土君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三二二号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市 竹中美智代 外百二十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三三三三号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 山梨県甲府市 渡辺能子 外百二十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三四四号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 兵庫県川辺郡猪名川町 小出道子 外百二十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三五五号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 岡山県赤磐市 松田初恵 外百二十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三六六号 平成二十八年三月十八日受理
教育費負担の大幅軽減に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市 熊本真由美 外百二十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一〇三七七号 平成二十八年三月十八日受理
新国立競技場建設問題に関する請願
請願者 長野県東御市 寺島郁子 外八十九名
紹介議員 井上 哲土君
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三八八号 平成二十八年三月十八日受理
新国立競技場建設問題に関する請願
請願者 神戸市 久一睦子 外八十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

第一〇三九九号 平成二十八年三月十八日受理
この請願の趣旨は、第六一三三号と同じである。

四、行き届いた教育を行うために、幼稚園設置基準を三歳児十五名、四・五歳児二十名以下のクラス定員に改正すること。

五、「子ども・子育て支援新制度」実施に当たり、教育・保育条件を現行水準より後退させず、より良い条件整備ができるよう経営者への指導を徹底すること。

六、幼児教育への株式会社等の参入を認めないこと。

七、東日本大震災で被災した幼稚園に対し、三分の二の国庫補助を行い幼稚園の再生に向けて財政措置を行うこと。

第一三七三号 平成二十八年三月三十日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 福島県郡山市 柳沼優太 外六百四十九名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

四月十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の三」に、「第五章 雑則第三十四条の二」第三十七条を「第五章 雑則国立大学法人(第三十四条の四)第三十六章 雑則第三十四条の九」第三十七条(第三十四条の八)に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七條第三項中「第六項」の下に「及び第三十四条の二」を加える。

第九條第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項

を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者)を任命することができる。

4 前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

第四十條第一項第五号中「規定する業務」の下に「(指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十四條の五第一項に規定する業務)」を加え、同項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十二号を第十一号とし、同項第九号中「第三十四條の二第二項」を「第三十四條の九第二項」に改め、同項を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四條の三第二項又は準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六條を第七章とする。

第三十四條の二を第三十四條の九とする。

第三十六條第二号中「若しくは第三十四條」を「第三十四條、第三十四條の二若しくは第三十四條の五第二項」に改め、同条第五号中「準用通則法」を「第三十四條の三第二項第二号又は準用通則法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十條第三十四條の次に次の二條を加える。

(土地等の貸付け)

第三十四條の二 国立大学法人等は、第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現

に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四條の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七條の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金(当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。)の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買

二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認め指定したものに限る。)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三條又は第五十三條第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号に掲げる方法

ロ 金融商品取引業者(金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結

3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定を受けた国立大学法

人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 指定国立大学法人(指定国立大学法人の指定)

第三十四條の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四條の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二條第一項及び第三十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二

に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四條の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

2 前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七條の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金(当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。)の運用を行うことができる。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買

二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認め指定したものに限る。)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三條又は第五十三條第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号に掲げる方法

ロ 金融商品取引業者(金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。)であつて政令で定めるものの締結

第十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定並びに次

条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第二条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という。)第三十四条の四第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができる。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新法第三十四条の四の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十八年四月二十六日印刷

平成二十八年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K